

恵那市監査公示第5号

令和3年度決算に係る恵那市鶴岡財産区定期監査結果公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、恵那市鶴岡財産区の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年9月13日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 柘植 孝彦

定期監査報告書

1. 監査実施期間 令和3年6月29日（水曜日）
2. 監査の対象 恵那市鶴岡財産区
3. 監査の方法 令和3年度の財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令及び予算等に基づき適正に執行されているかを主眼に、関係書類を検査するとともに、担当職員から執行状況の説明を聴取する方法で実施した。
4. 監査の範囲 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された当該財産区の事務事業
5. 監査の結果及び意見等  
監査の結果、財務に関する事務の執行管理については、おおむね適正に執行されていると認めた。  
今後も保有財産の安全で適正な管理を図るとともに、多額な土地建物貸付収入の滞納繰越分については、返済計画による分割返納を継続されたい。なお、積立金の地域への還元についても、積極的に取り組まれるようお願いする。